

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

教育委員会名	守谷市教育委員会
指定したモデル地域名	御所ヶ丘中学校区

概 要

地域内の全学校・園数（平成 26 年 3 月 1 日現在）

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
園	3 校	1 校	校	校	校	4 校・園

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

守谷市では、平成 25 年度から保・幼・小・中・高等学校を通じた、一貫した教育支援に取り組んでいる。特別支援教育においても、一貫した教育支援ができるよう、取組を進めている。各教育機関の連携を重視し、特別支援学級担任、市療育教室、県立伊奈特別支援学校と連携して、連絡協議会を年 3 回実施し、市全体での体制整備に努めている。また、御所ヶ丘中学校区においても、1 日延べ 10 名程度の介護補助員を活用している。同中学校学区には、障がいのある児童生徒に対してきめ細やかな教育的配慮を実践している学校が多く、特別支援教育を積極的に進めている地域である。また、同中学区内には市療育教室が存在し、一貫した支援を実施できる体制が整っている学区であるため、モデル地域として指定することにした。

2. 取組の概要

【教育委員会が行った取組や工夫】

(1) 運営協議会及び検討委員会の設置

運営協議会では、月 1 回の報告会を行い、実践校の取組状況に対する指導・助言や、得られた成果の検証を行った。域内の特別支援学校、療育教室及び児童福祉課にも検討委員会への参加を促し、地域の教育資源の有効活用や連携体制の確保を図るとともに、実践校での取組を通じて見えてきた新たな課題について検討し、合理的配慮の内容等についても適宜修正を加えて、より効果的な支援につなげるように心掛けた。

(2) 御所ヶ丘中学校区における全教職員対象の一斉研修の実施

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、学区の全教職員がその意義や重要性について共通理解できるよう、茨城県教育研修センター教育相談員に講師を依頼して一斉研修の機会を設け、地域全体での特別支援教育の推進を目指した。

(3) 特別支援学級・療育教室・特別支援学校連絡協議会の実施

連絡協議会において、実践校での取組内容を発表する場を設けた。また、合理的配慮協力員には、児童生徒の教育的ニーズに応じた「合理的配慮」の必要性について講話をしてもらい、市内全小・中学校の特別支援学級担任の理解を深める研修の場とした。この研修で得られた知識や情報については、各学校に持ち帰り、各学校での発展的な取組につなげていくよう指導した。

(4) 合理的配慮協力員による実践校での授業参観の実施

市指定の研究発表会や各校の計画訪問が行われるときには、合理的配慮協力員が実践校での授業参観を行い、合理的配慮の内容について評価を行った。専門的な見地からの助言等も踏まえて、適宜、合理的配慮の内容を修正するなど、効果的な支援の実施につなげられるように努めた。

(5) 「合理的配慮協力員」の活動

① 配置状況等

合理的配慮協力員については3名配置し、地域内の各校に少なくとも週に1回は巡回できるように調整した。

② 活動内容

- ア 通常の学級における効果的な合理的配慮に係る助言
- イ 校内支援体制への助言
- ウ 基礎的環境整備への助言
- エ 保護者からの教育相談への対応
- オ 校内研修等への協力

【モデル地域内における取組】

(1) 障がいのある児童生徒のケース検討会議

御所ヶ丘中学校区の特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、対象児の通常の学級の担任だけでなく、専門家協力員、特別支援学校、合理的配慮協力員、市療育教室、市児童福祉課など、地域の教育資源となる可能性の高い教職員にも参加を促し、以下のことを検討してきた。

- ① 支援の対象となる児童生徒を抽出
- ② 保護者との合意形成のもと、対象児童生徒の個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成
- ③ 合理的配慮の内容の検討・決定
- ④ 合理的配慮の実施を通じて見つかった新たな課題について検討
- ⑤ ④への対応方針及び支援案を検討

(2) 特別支援学級担当者（言語学級）による地域内の学校への支援

御所ヶ丘中学校区内の小・中学校には、知的障がい特別支援学級と自閉症・情緒障がい特別支援学級が1学級ずつ設置されているが、言語障がい特別支援学級が設置されている学校は限定されている。他の小・中学校に在籍している、言語に発達の遅れがある児童生徒への教育的ニーズにも十分に応えられるよう、言語障がい特別支援学級担任による地域内の学校への支援を行った。

- ① 支援対象となる児童生徒の確認
- ② 言語障がい特別支援学級担任へ構音検査の依頼
- ③ 対象となる児童生徒の個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成
- ④ 合理的配慮の内容の検討・決定
- ⑤ 通常学級担任及び合理的配慮協力員と、指導上の課題及び合理的配慮の内容について検討

(3) 特別支援学校のセンター的機能の活用

該当中学校区の小・中学校には、障がいの程度が学校教育法施行令第22条の3の

に規定する程度の児童生徒も在籍している。そこで、特別支援学校のセンター的機能を活用し、通常の学級における授業参観を依頼し、専門的な見地からの指導や助言を受けた。

① 中学校区の教員への支援

対象となる児童生徒への指導上の助言・相談のみならず、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成に当たっての支援、教材・教具の紹介並びに有効な活用法の提案等を行った。

② 中学校区の教員に対する研修協力

通常の学級の担当者が対応の難しさを感じる事例を踏まえて、特別支援学校担当者が講師となり、指導方法に関する研修を実施した。

(4) タブレット型情報端末機を活用した実践

視覚的な情報提示によって学習上の理解が進むことがよくあるが、そういった場面において、タブレット型情報端末機はとても便利で、有効な教育支援ツールとなり得る。誰にとっても分かりやすい教育を目指す上で、その活用手法について学ぶことは有用性が高いため、特別支援学級のみならず、通常の学級においても活用しやすい環境整備を整えるため、中学校区内に無線LAN基地局をつくるなどの基礎的環境整備の推進に努めた。

実際の活用例としては、板書をノートに写す際などの手助けや、視覚的教材としての利用（実物投影、フラッシュカード等）であった。

3. 成果及び課題

(1) 障がいのある児童生徒のケース検討会議

地域内の教育資源メンバーと実際に顔を合わせ、定期的に話し合いをもつことは、関係機関の連携を図る上でも有効であった。また、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成する際には、検討会のメンバーから専門的な助言を受けることができた。このことは、特に通常の学級の担任が障がいのある児童生徒を支援していく上で大きな支えにもなり、課題に直面した場合であっても孤独感を感じることなく児童生徒への支援を継続していくことにもつながり、極めて有効であった。

(2) 特別支援学級担当者（言語学級）による地域内の学校への支援

言語障がい特別支援学級担当者の専門性を地域内で活用する機会を設けることにより、言語に発達の遅れがある児童生徒の教育的ニーズに対する支援を実施することができた。

言語の発達の遅れに対しては、早期の対応が重要であり、今後は早期からの教育相談・支援体制を構築できるよう、言語障がい特別支援学級担当者が地域内の各校を適宜巡回できるシステムを整えていきたい。

(3) 特別支援学校のセンター的機能の活用

特別な支援を必要とする児童生徒に有効と思われる教材・教具の提示など、特別支援学校の教員からの助言は、通常の学級の担任等にとっては新たな気づきにつながる場合が多かった。そうした意味でも、特別支援学校との連携体制の確保が重要であるが、センター的機能を通じて得られたノウハウを通常の学級の教員同士が共有して、実際の教育の場で応用して活用できるシステムづくりも必要である。

(4) タブレット型情報端末機を活用した実践例の共有

タブレット型情報端末機は、障がいのある児童生徒への合理的配慮としての活用のみならず、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業にも活用可能な、有効な手段となり得る。その活用方法及び得られた成果について情報共有することによって、全ての児童生徒にとって学びやすい環境づくりを推進していくことができる考える。

平成 26 年度に向けたその他の課題としては、保・幼・小・中・高等学校を通して一貫した支援を実施できるように、学校長が十分なリーダーシップを発揮できるように研修体制等を充実させること、地域内の教育資源との連絡調整をする役割を果たす特別支援教育コーディネーターを育成すること、地域内の教育資源との継続した連携体制の構築及び効果的な事例を蓄積・共有することが必要である考える。

※守谷市では「障害」を「障がい」と表記